

地域包括支援センターの「保健師に準ずる者」の要件について

地域包括支援センターには、「包括的支援事業を適切に実施するため、原則として①保健師、②社会福祉士、③主任介護支援専門員を置くこととする（介護保険法施行規則140条の66第1号イ）」と定められている。

しかしながら、職員の確保が困難である等の事情がある場合は、これらに準ずる者として、それぞれ要件が定められているところである。

このうち、「保健師に準ずる者」の要件が、平成30年に次のとおり改正された。

【改正前】

保健師に準ずる者として、地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師。

【改正後】

保健師に準ずる者として、地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師。なお、平成31年度より、上記に加え、高齢者に関する公衆衛生業務経験を1年以上有するものとする。

○小牧市における「保健師に準ずる者」

厚生労働省から「公衆衛生業務」の定義が示されていないため、小牧市における「公衆衛生業務」は、

「健康づくりや介護予防に関する相談、助言、指導等に関する業務」

とし、保健師に準ずる者の規定として、次のように規定しました。

<保健師に準ずる者>

地域ケアや地域保健、高齢者の健康づくりや介護予防に関する相談、助言、指導等の経験を1年以上有するもの

※現在の地域包括支援センターに配置されている「保健師に準ずる者」については、全て上記を満たしています。

【参考】公衆衛生の意味

地域社会、国など、社会一般の人々の健康を保持・増進させるため、公私の機関によって行われる組織的な衛生活動のこと。